



2003

ANNUAL REPORT

アクサ損害保険の現状



はじめに

180年の歴史をもつ世界最大級の保険グループ「アクサ」が、損害保険の日本現地法人としてアクサ損害保険株式会社を設立したのは1998年。日本によく金融・保険の規制緩和がはじまり、外資系を中心にリスク細分型自動車保険という画期的な保険商品が、ダイレクトという販売スタイルで登場しはじめた頃でした。

私たちは、ダイレクト保険の分野においてヨーロッパで何年にもわたって積み重ねた経験とノウハウを、世界第2位の保険大国である日本に導入すべく入念な準備を行い、「アクサダイレクト」というブランドネームで日本進出を果たしました。

1999年の商品認可取得、販売開始と同時に、積極的な広告活動、PR活動を展開し、認知度の向上および会社のイメージ作りに力を入れてきました。そしてダイレクト保険の心臓ともいえるコールセンターやITインフラの構築、お客様対応の人材であるカスタマーアドバイザーの育成等にも尽力してまいりました。

また、合理的かつ低価格な保険商品と高い付加価値サービス、そしてダイレクトチャネルによる販売手法など、消費者により多くの選択肢をご提供できたことなどにより、多くのお客様から支持され、今日まで業績を順調に伸ばすことができました。

より革新的なもの、より高品質なサービスに敏感な、厳しい目を持つ日本の消費者に、保険のダイレクト販売という私たちの手法やリスク細分型の商品は、今後も関心を持って受け入れられていくのではないかと期待しております。

お客様に支持される企業として今後も日本市場で長く事業を継続し、成長・発展していくために、私たちが大切にしていることは「お客様の声を聞き、お客様一人ひとりのニーズにお応えしていく努力を惜しまない。」ということです。これはまた、アクサグループのビジョンの一つ、「お客様の身近で頼れるプロフェッショナルになること。」にも通じるものです。

私たちはお客様から信頼されるために、これからもなお一層の努力を続けてまいります。

アクサ損害保険株式会社
代表取締役社長 ギ・マルシア



AXA GROUP

アクサグループについて



世界のAXAであるために。

フィナンシャル・プロテクション。これはAXAが展開する事業そのものを示す言葉であり、

1817年の創業以来、常にお客さまの声に耳を傾け続けてきたAXAがたどり着いたひとつの解答でもあります。

移り変わりの激しい時代にひとりひとりのお客さまに対して最適なソリューションを見つけ、それを提供する。

簡単そうに見えて実はなかなか実現できることではありません。

それを実現するためにAXAは、単に「商品」を提供するだけの企業ではなく、お客さまのご希望が実現するまでの

一貫した「サービス」を提供する企業でありたいと、自らの進むべき道を再定義しました。

次に掲げる5つのコアバリューはこのAXAの「フィナンシャル・プロテクション」を支える行動理念です。

世界約13万人のスタッフがこのコアバリューを共有しながら、

フィナンシャル・プロテクションという事業のグローバル・スタンダードを確立することを目指して活動しています。

AXA's Five Core Values アクサの5つのコアバリュー

Professionalism プロ意識

Innovation 革新性

Pragmatism 現実的な考察力

Team Spirit チーム・スピリット

Integrity 誠実



AXA Group Key Figures

AXAは1817年にフランスで生まれ、現在約60カ国、5,000万人のお客さまから信頼をいただいている世界最大級の保険・金融グループです。

世界中に 約 **5,000** 万人 の顧客

総売上 約 **8兆6,300** 億円 (約750億ユーロ)

運用資産総額 約 **88兆7,500** 億円 (約7,420億ユーロ)

税引後利益 約 **1,600** 億円 (約14億ユーロ)

世界中に擁する従業員は 約 **13** 万人

S&P 保険財務力格付け **「AA⁺」**

※数値は2002年AXAグループ実績

※換算レート 総売上および税引後利益：1ユーロ=115.07円(2002年平均)

運用資産総額：1ユーロ=119.61円(2002年12月31日)

※標記の格付けは2003年7月30日時点の評価であり、将来的には変化する可能性があります。また、格付けは格付機関の意見であり、保険金支払等について保証を行うものではありません。

お客さまひとりひとりに
対応したソリューションを
提供し、最良の人生を
サポートします。

AXAのコアビジネスであるフィナンシャル・プロテクション。
それは、お客さまの「真のニーズ」を把握することからはじまります。
商品やサービスはもちろん、お客さまひとりひとりの状況に応じた最も適切なアドバイスの提供までをトータルに行い、最良の人生をサポートします。

AXAグループのコアビジネス

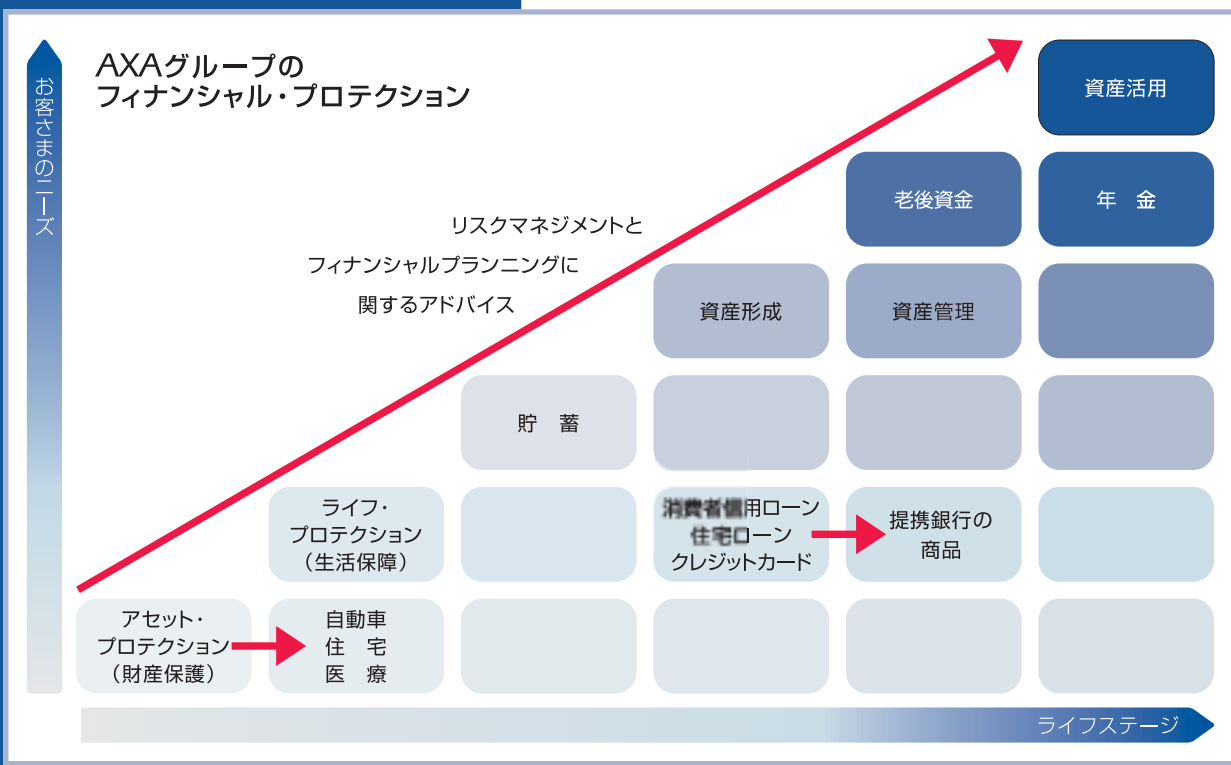
お客さまのニーズは、時代やその国の経済情勢、個人のライフスタイルによって変化します。フィナンシャル・プロテクションという事業を展開していくためには、AXAグループ自身も常に新しい挑戦を続けていかなければならないと考えています。

フィナンシャル・プロテクションとは

フィナンシャル・プロテクションとは、お客さまの「真のニーズ」を把握し、現状選び得る最適なソリューションを提供することです。この考え方はAXAがこれまでコアビジネスとしてきた保険や資産運用の事業の経験から生まれてきたものです。お客さまのニーズは、個人のお客さまにおいてはそのライフステージのなかで、企業のお客さまにおいてはその事業の伸展にあわせて、絶えず進化し拡大していくものです。お客さまとの長いお付き合いのなかで、こうしたニーズの変化にきめ細やかに対応していくため、フィナンシャル・プロテクションには、財産保護から生活保障、貯蓄、資産形成、資産活用まで幅広い分野のサービスが含まれています。

あらゆるライフステージで お客さまを支える ソリューションの提供

結婚、お子さまの誕生・進学、住宅の購入、退職後の生活…。人生には数多くのライフイベントがあり、その時々で必要となるものは変わっていきます。お客さまの一生をサポートしていくためには、保険商品だけではなく貯蓄や資産形成といった幅広い分野のサービスを提供していく必要があります。AXAでは、お客さまの多様なフィナンシャルニーズにお応えするため、リスクマネジメントやフィナンシャルプランニングに関するアドバイスを含めた、総合的なソリューションを提供していきます。



AXAグループのコミットメント

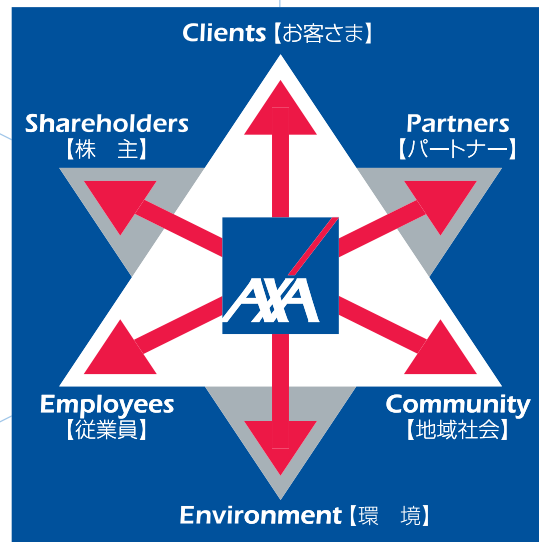
AXAは、お客さまや株主の方々、従業員、ビジネスパートナー、そして地域社会や環境など、関係するさまざまな人々や組織、そして社会に対して、企業としての責任を全うしていきます。具体的には次のようなコミットメントを掲げ、そのコミットメントを通じて、私たちがビジネスを展開する地域社会の発展を継続的にサポートいたします。

お客さまに対して



専門家としての高い倫理基準に基づいて、プロフェッショナルなアドバイスと幅広いソリューションを提供し、**お客さま**と緊密で息の長い信頼関係を構築していきます。

AXAのステークホルダー



株主に対して

業界最高レベルの業績を達成し、正確かつ十分な情報開示を行うことによって、**株主**の期待に応えていきます。



ビジネスパートナー、サプライヤーに対して



定められた行動規範を遵守し、対話を促進することによって、**サプライヤー**をはじめとする**ビジネスパートナー**と質の高い関係を構築していきます。

従業員に対して



職場における相互の尊重と権限委譲を推進し、定期的なトレーニングと能力開発の機会を提供することで、**従業員**の満足度を高め充実感を提供していきます。

地域社会に対して

社会貢献活動を通じて、またプロとしてのノウハウやイノベーション能力を社会に還元することによって、**地域社会**に対する責任を全うしていきます。



環境に対して



環境リスク管理に関するプロとしてのノウハウを提供し、また職場において環境にやさしい行動を実践することによって、**環境**保全に対する役割を積極的に果たしていきます。



AXA DIRECT

アクサ損害保険について





contents

第1章: 会社の概況及び組織

- 9 1. 代表的な経営指標
- 10 2. 経営方針
- 11 3. 会社の特色
- 12 4. 会社の沿革
- 13 5. 経営の組織
- 15 6. 株主・株式の状況
- 16 7. 取締役および監査役
- 16 8. 社会公共活動
- 17 9. 情報提供活動

第2章: 主要な業務の内容

- 18 1. 取扱い商品
- 20 2. お客様相談室等の紹介・案内
- 21 3. 保険のしくみ
- 22 4. 約款
- 22 5. 保険料
- 23 6. 保険金の支払い
- 24 7. 保険募集

第3章: 主要な業務に関する事項

- 26 1. 直近の事業年度における事業の概況
- 28 2. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標
- 29 3. 直近の2事業年度における業務の状況を示す指標等
- 39 4. 責任準備金の残高の内訳

第4章: 会社の運営

- 40 1. リスク管理の体制
- 40 2. 法令遵守(コンプライアンス)の体制
- 41 3. 社外・社内の監査・検査体制
- 41 4. 顧客情報保護取り扱い方針

第5章: 直近の2事業年度における財産の状況

- 42 1. 計算書類
- 49 2. リスク管理債権
- 49 3. 債務者区分に基づいて区分された債権
- 50 4. 保険金等の支払い能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)
- 52 5. 時価情報等
- 53 6. その他

- 54 損害保険用語の説明

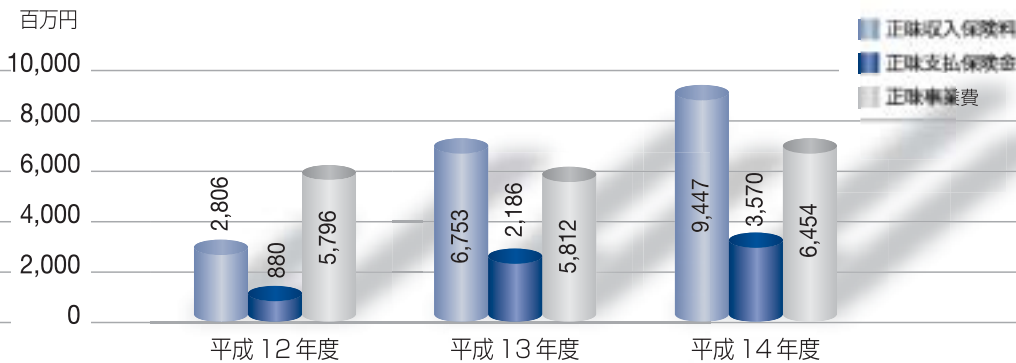
8 第1章 会社の概況及び組織

商号	:	アクサ損害保険株式会社
設立年月日	:	1998年6月12日
本社所在地	:	〒135-8611 東京都江東区有明3-1-25 有明フロンティアビルA棟
資本金	:	112億2,150万円（平成15年6月1日現在）
出資会社	:	アクサ エスエー（持株会社）100%
代表取締役社長	:	ギ・マルシア

1. 代表的な経営指標

項目	平成14年度
正味収入保険料	9,447百万円
正味損害率	43.4%
正味事業費率	68.3%
保険引受利益	△ 3,488百万円
経常利益	△ 2,567百万円
当期利益	△ 2,571百万円
ソルベンシー・マージン比率	564.9%
総資産額	22,523百万円
純資産額	13,813百万円
その他有価証券評価差額	△ 239百万円

正味収入保険料・正味支払保険金・正味事業費の推移



用語説明

正味収入保険料：ご契約者から直接受け取った保険料（元受保険料）に、保険金支払負担の平均化・分散化を図るための他の保険会社との保険契約のやりとり（受再保険料及び出再保険料）を加減した保険料であり、損害保険会社の売上規模を示す指標であります。

正味損害率：正味収入保険料に対する支払った保険金の割合のことであり、保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものであります。具体的には、損益計算書上の「正味支払保険金」に「損害調査費」を加えて、前述の「正味収入保険料」で除した割合を指しております。

正味事業費率：正味収入保険料に対する保険会社の保険事業上の経費の割合のことであり、正味損害率と同様に保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものであります。具体的には、損益計算書上の「諸手数料及び集金費」に「営業費及び一般管理費」のうち保険引受に係る金額を加えて、「正味収入保険料」で除した割合を指しております。

保険引受利益：正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金・損害調査費等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものであり、保険本業における最終的な損益を示すものであります。なお、その他収支は自賠責保険等に係る法人税相当額などであります。

経常利益：正味収入保険料・利息及び配当金収入・有価証券売却益等の経常収益から、保険金・有価証券売却損・営業費及び一般管理費等の経常費用を控除したものであり、経常的に発生する取引から生じた損益を示すものであります。

当期利益：上記の経常利益に不動産動産処分損益や価格変動準備金繰入額等の特別損益・法人税を加減したものであり、事業年度に発生したすべての取引によって生じた損益を示すものであります。

ソルベンシー・マージン比率：巨大災害の発生や、保有資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超えて発生しうる危険に対する、資本・準備金等の支払余力の割合を示す指標であります。ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標のひとつであり、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

総資産額：損害保険会社が保有する資産の総額であり、具体的には貸借対照表上の「資産の部合計」であります。損害保険会社の保有する資産規模を示すものであります。

純資産額：損害保険会社が保有する資産の合計である「総資産額」から、責任準備金等の「負債額」を控除したものが「純資産額」であり、具体的には貸借対照表上の「資本の部合計」であります。損害保険会社の担保力を示すものであります。

その他有価証券評価差額：「金融商品に係る会計基準（いわゆる時価会計）」により、保有有価証券等については、売買目的、満期保有目的などの保有目的で区分し、時価評価等を行っております。その他有価証券は、売買目的、満期保有目的等に該当しない有価証券であり、この「その他有価証券」の時価評価後の金額と時価評価前の金額との差額（いわゆる評価損益）が、その他有価証券評価差額であります。財務諸表においては、貸借対照表上の資本の部に「株式等評価差額金」として計上しております。

2. 経営方針

当社は、損害保険分野において、アクサグループが掲げるフィナンシャル・プロテクション（お客様の生活と資産を守るために、適切な商品・サービスを提供すること）に取り組んでおります。

当社では、このグループ方針を実践するため、次の戦略を掲げております。

1. お客様が本当に必要とする質の高い保険商品・サービスを、より適正な保険料で提供してまいります。

当社は、ダイレクト販売による新しい自動車保険商品の開発にあたって、自由競争の大変激しいヨーロッパ市場で培われたアクサグループの様々な知識・経験・データを効果的に応用いたしました。そして、お客様の声に耳を傾け、日本市場に適したマーケティング戦略に基づいて、お客様が本当に必要とする質の高い保険商品・サービスを、より適正な保険料でご提供してまいりました。これからも引き続き特約・オプション等を開発し、商品の質を高めて、よりよい商品をお客様にご紹介してまいります。また、損害調査サービスのネットワークをより拡大し、迅速で的確な事故処理体制を築いてまいります。

2. 日本で事業展開するアクサグループのネットワークを最大限に活用し、より多くのお客様に商品を提供してまいります。

当社では、これまでにアクサ生命との提携を強めてクロスセリングのための様々な基盤作りを進め、2001年度からは自動車保険・普通傷害保険・交通傷害保険を販売しております。

3. ダイレクトビジネスの分野での販売ツールを開発し、お客様の利便を図ってまいります。

当社では、アクサグループのIT資源と当社の開発力を合せ、マーケティング、募集、契約事務、事故受付・処理、その他業務の高品質のIT化を進め、より一層お客様の利便を図ってまいります。

アクサグループの一員である当社は、お客様に質の高い商品・サービスをご提供するために、常にお客様からの声を商品開発およびサービスの向上はもとより、業務の効率化などにつなげております。そして、これからはお客様にとって身近で頼れるプロフェッショナルであり続けられるよう常に改善に取り組んでまいります。

3. 会社の特色

アクサグループのメンバーカンパニー

Member of the AXA Group

当社は、フランスに本拠をおくアクサグループの日本における損害保険の現地法人です。日本では、アクサダイレクトの名称で広告宣伝し自動車保険の通信販売を行っておりますが、グループのメリットを活用して生命保険の現地法人であるアクサ生命保険株式会社とのクロスセリング（現段階では自動車保険と傷害保険）も推進しております。

また、アクサグループの行っている社会貢献活動「アクサ・アト・クール」にも参加、貢献しております。

リスク細分型自動車保険の通信販売

Fit to Your Style

アクサダイレクトではお客様それぞれのニーズにお応えできるように、お車の使用目的、お住まいの地域、走行距離や年齢、性別など一人ひとりのカーライフを反映し、合理的なリスク細分型の保険料算出をしております。しかも補償内容の選択範囲も広く、補償を厚くされたい方、ベーシックな補償で保険料を割安にされたい方などのご希望にそった自動車保険をご提供しております。

ご加入の手続きは、お電話やインターネットでお申込み後、申込書等を郵送する通信販売方式です。また、保険料のお支払いもクレジットカードまたはコンビニ払いなど、お客様の時間を大切にし、お客様の利便を重視しております。

お客様と従業員の声を大切にしています。

Listen to Customer

お客様とコミュニケーションをとるのは十分トレーニングされたアクサダイレクトの社員です。お客様からご連絡いただいた内容は大切に記録に残し、その中で当社へのご不満やご要望などがあった場合、その声を受け止め、お応えできるようにいたしております。

また、毎年全社員に行うアンケート調査は会社の経営・運営に適宜反映させております。

4. 会社の沿革

(1) アクサグループについて

AXAグループ(本社:フランス・パリ)は世界約60カ国で事業展開している世界最大級の保険・金融グループです。生命保険及び損害保険などの保険事業と資産運用に焦点を絞って事業を行っています。

<主要指標>

グループ総売上	8兆6,300億円 *1 (EUR 75 billion)
グループ経常利益	1,600億円 *1 (EUR 1.4 billion)
運用資産総額	88兆7,500億円 *2 (EUR 742 billion)
従業員数	約13万人

* 1 換算レート: 1EUR=115.07円 (2002年平均)

* 2 換算レート: 1EUR=119.61円 (2002年12月31日)

<沿革>

1817年	アクサの前身となる保険会社コンパニー・ザシュランス・ミューチュエル・コントル・ランサンディ設立
1984年	AXA(アクサ)に社名変更
1991年	エクイタブル・ライフに資本参加、米国へ進出
1994年	アクサ生命保険株式会社を日本に設立
1995年	ナショナル・ミューチュアルを買収、豪州へ進出
1996年	ニューヨーク証券取引所上場 元フランス国営保険グループUAPと合併、世界最大級の保険グループへ
1998年	アクサ損害保険株式会社(当社)設立
1999年	英ガーディアン・ロイヤル・エクスチェンジを買収
2000年	日本団体生命保険株式会社と提携、アクサ ニチダン3社事業開始

(2) アクサ損害保険株式会社について

当社は、アクサグループが日本の損害保険分野への進出をはかるため、1998年に設立されました。1999年4月には通信販売による「アクサダイレクト総合自動車保険」の商品認可を受け、同年7月より本格的販売を開始しました。

ヨーロッパにおけるダイレクト保険のリーディングカンパニーであるアクサの豊富な経験と技術を生かし、日本のお客様のニーズに合ったサービスをご提供していく努力を続けております。

<沿革>

1998年 6月	会社設立登記
10月	損害保険事業免許取得
11月	ユニオン・デ・ザシュランス・ド・パリ・イ・ア・エール・デ (UAP保険会社) 日本支社の保険業務を包括移転により継承
1999年 4月	「アクサダイレクト総合自動車保険」の商品認可を取得
7月	「アクサダイレクト総合自動車保険」の全国販売を開始
2001年 5月	当社傷害保険のアクサ生命保険株式会社による販売を開始
7月	「アクサダイレクト総合自動車保険」の販売でアクサ生命保険株式会社と提携を開始
2002年 2月	ローヤル・エクスチェンジ・アッシュアランス (REA) 日本支店の保険業務を包括移転により継承。

5. 経営の組織

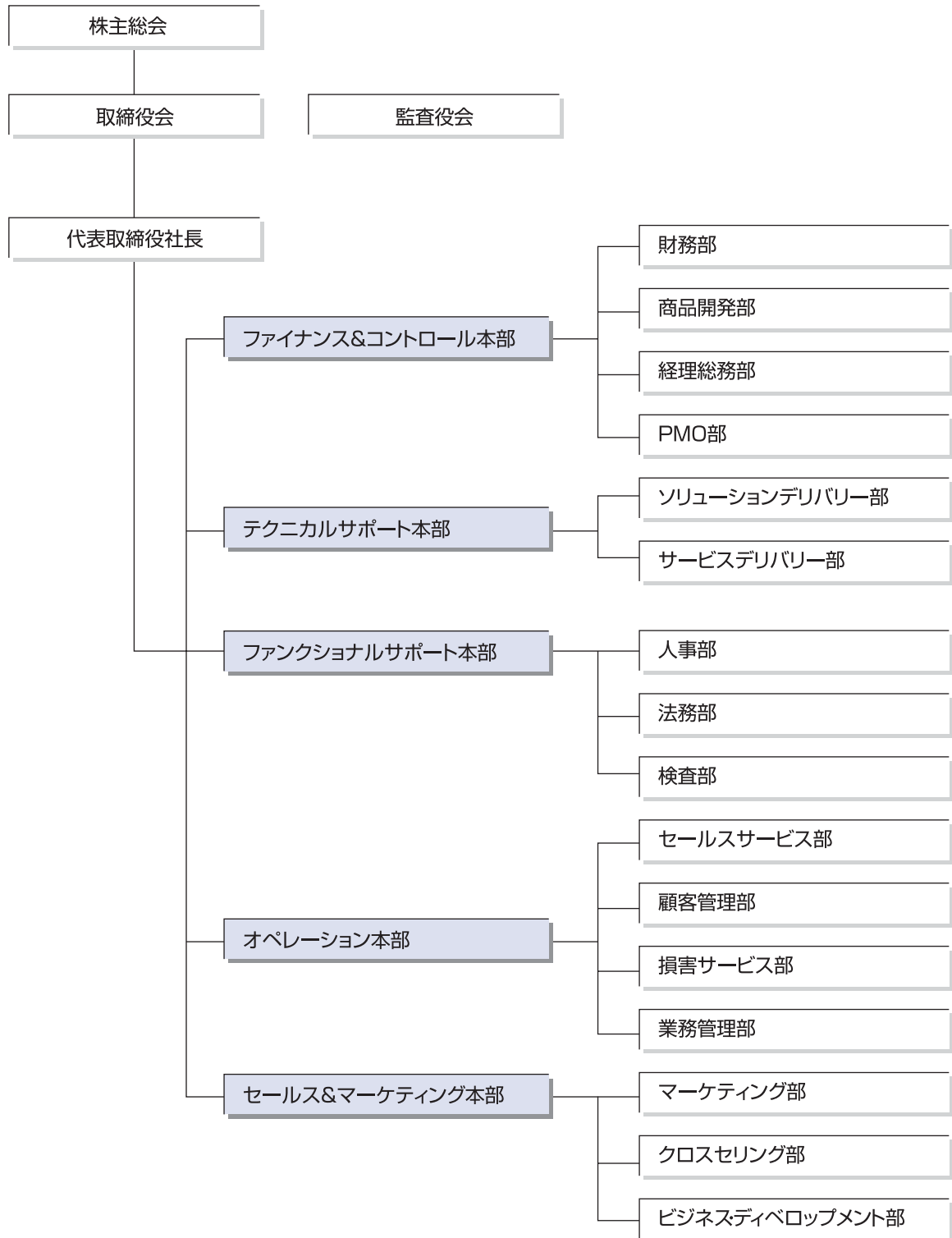
当社では明確かつシンプルな組織体系を目指して平成14年4月より5つの本部制をとっています。平成15年4月1日にはセールス&マーケティング本部下のe-ビジネス&パートナーシップ部の名称をビジネス・ディベロップメント部と変更し、ウェブのみならず幅広くパートナーシップを実現させてまいります。また、5つの本部に加え、コンプライアンス&リスク管理委員会、商品開発委員会、プロジェクト管理委員会などの委員会を設置しております。このことにより、お客様の「真のニーズ」を把握し、それに対するソリューションを提供する「フィナンシャル・プロテクション」というアクサグループのヴィジョンの実現を目指しています。

各本部の機能は次の通りです。

- 1) セールス&マーケティング本部：お客様のニーズを把握すると共に、商品の販売促進に携わる部門。商品の広告宣伝、販路の開拓などを行っています。
- 2) オペレーション本部：お客様からのお問合せ、保険のお申込み、ご契約内容の変更、事故のご報告などを直接承る部門
- 3) ファイナンス&コントロール本部：数値的な観点から経営の状況を把握・管理する部門。財務、経理、商品開発部門などからなっています。
- 4) テクニカルサポート本部：開発からメンテナンスにいたるITに関するあらゆる業務を行う部門。
- 5) ファンクショナルサポート本部：各部の機能をサポートする部門。人事、法務、検査部から構成されています。

5.1. アクサ損害保険株式会社 組織図

2003年4月1日現在



6. 株主・株式の状況

(1) 基本事項

決算期 : 毎年 3月 31日

定時株主総会 : 毎年 4月 1日から 4ヵ月以内に開催する。

公告の方法 : 官報に掲載する。

ただし、保険業法の規定により行う公告は、東京都内で発行する産業経済新聞に掲載する。

(2) 大株主 (平成15年6月1日現在)

発行済株式総数 : 224,430株

株主数 : 1名

大株主 : アクサ エスエー (本社: フランス パリ)

(3) 資本金の推移

(単位: 百万円)

年月日	払込額	払込後資本金	摘要
平成10年 6月12日	1,000	1,000	会社設立
平成10年 10月13日	500	1,500	増資
平成10年 12月19日	550	2,050	増資
平成11年 3月24日	750	2,800	増資
平成11年 9月14日	675	3,475	増資
平成11年 12月14日	345	3,820	増資
平成12年 3月 3日	625	4,445	増資
平成12年 6月21日	625	5,070	増資
平成12年 9月15日	625	5,695	増資
平成12年 11月15日	625	6,320	増資
平成13年 1月24日	750	7,070	増資
平成13年 3月23日	787	7,857	増資
平成13年 5月24日	538	8,395	増資
平成13年 8月24日	788.5	9,183.5	増資
平成13年 11月22日	538	9,721.5	増資
平成14年 3月27日	750	10,471.5	増資
平成14年 9月20日	750	11,221.5	増資

7. 取締役および監査役（平成15年6月1日現在）

役職	氏名
取締役会長（非常勤）	ミシェル・ピノ
代表取締役社長	ギ・マルシア
専務取締役	ウベ・リングヴァルト
専務取締役	府川 峰夫
取締役	喜多 暢之
取締役	石田 一夫
常勤監査役	栗林 實
監査役（非常勤）	ジャン・イヴ・ルベール
監査役（非常勤）	ジャン・シャルル・ゲガヌ

8. 社会公共活動

アクサグループではグループを挙げて社会貢献活動に取り組んでいます。その中心となっている組織がアクサ・アト・クールというボランティア組織で、世界中のグループ企業の活動をサポートしています。

全世界的な活動の一つにボランティアデーがあります。毎年各国ごとに所定の日を決めボランティア活動をしようというものです。日本では一昨年来、他のアクサグループ企業と共に、日本の主要都市にある病院で、入院している子供たちのためにクリスマスの飾り付けやミニコンサートを行っています。

また、今年からは当社独自の社会公共活動として、使用済み切手とテレフォンカードなどのプリペイドカードの収集と古着の送付のボランティアを始めました。使用済み切手とテレフォンカードなどのプリペイドカードの収集活動では、寄贈先の慈善団体などの協力を経て、保健医療の行き届かない地域への医療協力をしています。また衣料物資が不足しているアフリカの難民キャンプへ、着なくなった衣服を送るボランティア活動も実施しています。

これからもアクサ損害保険はアクサグループの一員として、社会に貢献できる活動を続けていきたいと考えています。



AXA Hearts in Action

9. 情報提供活動

私たちは、「アクサダイレクト総合自動車保険」の広告宣伝活動をマス媒体やインターネットなどを通じて行い、資料のご請求やお見積り依頼をされた方に商品パンフレットとともに重要事項説明書を、またご契約された方には約款の他、事故時の対応やロードアシスタンスサービスの内容について記載したサービスガイドブックを送付し、お客様が常に適切に情報を得られる体制作りをしております。このほかに、会社の業績や経営についての情報提供としてディスクロージャー資料を毎年編纂しております。



1. 取扱い商品

(1) アクサダイレクト総合自動車保険

個人を対象とした通信販売（ダイレクトチャネル）によるリスク細分型の自動車保険です。

自家用5車種を対象に、対人賠償保険をはじめ、対物賠償保険、自損事故保険、無保険車傷害保険、搭乗者傷害保険の5つの保険がセットされた基本補償に「アシスタンスサービス」が自動付帯されています。車両保険の付保は任意で選択することができ、車両保険を付帯する場合は身の回り品の補償も自動付帯されます。対人賠償事故と同様に対物賠償事故の場合も保険会社が示談交渉を行います。

アクサダイレクト総合自動車保険の最大の特長は、

- 1) 顧客のニーズや特徴に、よりの確に対応できる独自のリスク区分を開発・導入
- 2) 国内で初めて自宅での故障にも対応したアシスタンスサービスを全契約者に提供している点です。

年齢、居住地などに加え、免許証の色によるリスク区分を導入するとともに、契約車両の年間走行距離、車の使用目的などによるきめ細かなリスク区分を使用する事で、顧客一人一人の条件に即した合理的な保険料を算出しています。

また、アシスタンスサービスは、従来、事故に限られていた対象範囲を、あらゆる局面に対応できるよう故障にまで広げるとともに、国内で初めての自宅での故障にも対応しています。内容は、鍵開けなどのロードサイドサービス、自力走行不能時のレッカーサービス、宿泊サービス、帰宅サービス、車両搬送・引取りサービスなどで、すべての契約者が一定の条件内で、追加保険料なしにご利用いただけます。

また、事故の際には24時間365日、当社の担当スタッフがフリーダイヤルにて迅速に対応しています。アクサダイレクトならではの「ワンステップ事故対応サービス」では、「1本の電話」で、事故現場での緊急アドバイスやアシスタンスサービスの手配はもとより、事故解決までのプロセスの説明や、過失割合の推定などを、迅速、効果的に提供しています。

さらに全国に広がるアクサダイレクトの指定修理工場では、修理箇所の永久保証や無料引取り・納車サービスなどの特典もご利用いただけます。

(2) その他の保険

住宅総合保険	住宅火災保険で補償する損害のほか、車の飛び込み損害・水漏れによって生じた損害、持出し家財の損害など幅広く補償する保険。
地震保険	住居・家財を対象とし各種火災保険にセットして、地震の損害に備える保険。
普通火災保険	店舗・工場等の火災などにより生じた損害を補償する保険。
利益保険	店舗企業の事務所・工場・倉庫等の火災、落雷、爆発などによる営業の休止によって生じた利益の減少を補償する保険。
動産総合保険	動産を対象として、火災による損害のみならず、盗難や破損など偶然な事故による損害を補償するオールリスクタイプの保険。
コンピュータ総合保険	コンピュータシステムを総合的に補償する保険。
盗難保険	特定建物内に収容した動産の盗難による損害を補償する保険。
ガラス保険	建物などのガラスの偶然の事故による破損を補償する保険。
機械保険	各種機械設備・装置に偶発的に生じた事故によって被った損害を補償する保険。
組立保険	機械設備・プラント装置、鋼構造物等の据付け・組立工事において偶然の事故により工事の目的物・工所用材料などに被った損害を補償する保険。
賠償責任保険	偶然の事故により他人に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったとき、その賠償金を補償する保険。施設所有（管理）者・請負業者・生産物・旅館などの賠償責任保険。
労働災害総合保険	従業員が業務上災害を被ったとき政府労災保険の給付で足りない部分をお支払いする労災保険の上乗せ保険。
建設工事保険	工事から引渡しまでの間に、建設中の建物に損害が生じた場合に補償する保険。
貨物海上保険	海上輸送中の貨物の海上危険によって生じた損害を補償する保険。
運送保険	陸上（河川湖沼を含む）輸送中の輸送用具の事故、その他の危険によって生じた貨物の損害を補償する保険。
普通傷害保険	傷害保険の中で、補償する危険の範囲がもっとも広く、国内・国外を問わず家庭内・職場内・通勤途上・旅行中など日常生活における傷害について保険金を支払う保険。また、特約をセットすることにより、日常生活の中で、被保険者（保険の対象となる方）またはその家族が負担する法律上の賠償責任を支払うことも可能。
交通事故傷害保険	国内・国外を問わず、交通事故による傷害について保険金を支払う保険。
所得補償保険	病気やケガによって就労できなくなった場合の喪失所得を補償する保険。
国内旅行傷害保険	国内旅行中の傷害について保険金を支払う保険。また、特約をセットすることにより、賠償責任、携行品損害、救援者費用等を補償することも可能。
海外旅行傷害保険	海外旅行中の傷害について保険金を支払う保険。また、特約をセットすることにより、疾病、賠償責任、携行品損害、救援者費用等を補償することが可能。
自動車損害賠償責任保険	自動車損害賠償保障法にもとづいて、すべての自動車が加入を義務づけられている強制保険。自動車の運行によって他人の身体・生命を害した場合に、法律上の損害賠償責任を負担することによって生じた損害について担保する保険。

（注）詳細については、各約款などをご参照ください。

2. お客様相談室等の紹介・案内

当社では、ご契約者様のみならず、広く一般のお客様からのお問い合わせ等に迅速にお応えし、またお客様の声を当社のサービスの質や商品の内容に反映するため、「お客様相談室」を設置しております。

相談・苦情、更に商品やサービスに関する各種お問い合わせやご意見・ご要望を受付けた際には「お客様相談室」が各関連部門とも緊密に連絡をとりながら、お客様にお応えできる体制をとっております。

同時に、既にご契約いただいているお客様からの様々な「声」に積極的に耳を傾け、今後のサービスや商品の充実、更には業務プロセスの改善に活かすべく、社内の報告・協議体制の構築ならびに充実に常に尽力しております。

お客様からの相談・苦情等の受付は次のフリーダイヤルにて承っております。

お客様相談室 電話番号：**0120-449-669**

※自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払をめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、（財）自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険（自賠責共済）の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取扱うのは、あくまで自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払をめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

詳しくは、同機構のホームページ（<http://www.jibai-adr.or.jp>）をご参照ください。

3. 保険のしくみ

(1) 損害保険制度について

損害保険とは、同一の危険にさらされている多数の保険契約者が、統計的基礎によって算出された保険料をそれぞれ支払っておくことにより、事故による経済的損失が万一発生した場合に、保険契約の約定内容と損害の程度に応じて保険金を受け取ることができるようにするしくみです。

一つ一つの事故は、それぞれ個々の面から見れば偶然に発生しているわけですが、同一危険の集団を見れば、一定の確率で発生していることが分かります。これが「大数の法則」です。損害保険は、この「大数の法則」に基づき相互にリスクを分散することによって経済的補償を得る制度といえます。このようにして、損害保険は個人の生活や企業経営の安定に寄与しています。

(2) 保険契約の性格について

商法第629条では損害保険契約について、「保険会社が偶然な一定の事故（保険事故）によって生ずる損害をてん補することを約束し、保険契約者がこれに対してその報酬を支払うことを約束することによって効力を生ずる」と定めています。したがって、損害保険契約は、双務・有償契約で当事者の口頭による合意のみで有効に成立する不要式の諾成契約です。

しかし、多数の契約を迅速かつ正確に引き受けるため、実務上は一定様式の保険契約申込書を使用し、保険会社はこれに記載された内容に基づき保険証券または保険引受証を作成、契約者に交付しています。

(3) 再保険について

お引き受けした保険契約には様々な危険が混在するために、一保険会社で負担することが不可能な場合があります。そのため、国内や海外の他の保険会社に一定部分を再保険に出したり（出再）、また逆に再保険を引き受けたり（受再）して危険の平均化・分散化を図っています。これにより、毎年の損害率の安定すなわち事業成績の安定と引受能力の補完を図るとともに、経営の安定に万全を期しています。

なお、当社は基本的には受再保険の引受けはいたしておりません。

4. 約 款

(1) 約款の位置付け

損害保険の内容や、契約の約束事を箇条書きにしたものが保険約款です。保険契約の内容は、すべて約款および特約条項に基づいています。また、保険契約申込書に記載された内容は、個々の保険契約の具体的な内容として契約者・保険会社の双方を拘束するものです。

(2) ご契約時の留意事項

保険のご契約に際しては、約款および特約条項の内容について損害保険会社の社員もしくは損害保険代理店より事前に十分な説明を受けることが大切です。また、保険契約申込書の記載内容についてもしっかり確認をした上で契約する必要があります。

「アクサダイレクト総合自動車保険」ご契約の際は、電話、インターネットを通じて、お客様が直接当社カスタマーサービスセンターにアクセスし、保険契約申込書類一式をお申し付けいただけます。

当社では、商品内容についてご契約前にお客様に十分ご理解いただくため、商品パンフレットと併せて重要な項目について「重要事項説明書」を作成し、「保険契約申込書」と併せてお送りしています。

その他の商品については、「ご契約のしおり」をご用意し、「告知義務（ご契約の際に保険会社に重要な事実を申し出る義務）」、「通知義務（ご契約後に契約内容に変更が生じた場合に保険会社に連絡する義務）」、「保険金が支払われない場合」、「保険金の支払い方」、「契約の失効」、「契約の解除」、「比例てん補」など特に重要な項目について誤解が生じないように、内容を十分ご理解いただく努力をしています。

5. 保険料

(1) 保険料の支払い・返還

「アクサダイレクト総合自動車保険」の保険料については、保険開始日の前日までに当社所定の支払方法（コンビニエンスストア払込み・クレジットカード払い）により当社へお支払いいただけます。

それ以外の保険商品については、契約締結と同時に、全額を現金または小切手でお支払いいただき、団体扱契約など特に定められた場合以外、保険料の分割払いは認められません。

保険期間が開始した後でも万一保険料のご入金がない場合、保険金をお支払いすることはできません。

保険期間中に危険の減少・増加などが生じた場合、保険料の返還・請求を行い、また、保険契約者から保険契約解除の申し出をいただいたときには収受した保険料から規定の保険料をご返還します。

(2) 保険料率

当社が適用している保険料率には、次のものがあります。

- ① 「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて設立された損害保険料率算出機構が算出し、金融庁長官に届け出た保険料率（基準料率といいます）。
- ② 損害保険料率算出機構が金融庁長官に届け出た純保険料率（参考純率といい、将来の保険金の支払いに充てられる部分）を基礎とし、会員である各損害保険会社で算出した付加保険料率（保険事業を運営するために必要な社費、代理店手数料などの経費および利潤に充てられる部分）を合せて、金融庁長官の認可を受けた、あるいは金融庁長官に届け出た保険料率。
- ③ 当社独自で算出し、金融庁長官の認可を受けた、あるいは金融庁長官に届け出た保険料率。

6. 保険金の支払い

保険会社がお引き受けした保険契約について事故が発生した場合、保険金をお支払いするまでの流れは、おおむね次のようになっています。

(1) 事故のご連絡

万一、事故が発生した場合は、被害者の救護、警察への届出など緊急処置が終了後、保険会社へ事故発生の日時・場所・事故の概要などをご連絡いただきます。

(2) 損害の調査

事故通知をお受けした後、ご契約内容を確認し、保険金お支払いの対象となる事故かどうかを判断します。事故の内容に基づきおけがをされた方や被害物、事故現場等の調査をします。

(3) 保険金請求書類のご提出

保険金の支払いに必要な書類をご提出いただきます。(事故によりましては電話を活用することで、保険金請求に必要な書類を省略しています)

(4) 保険金支払額の決定

ご契約者、被害者との交渉、損害額の認定審査を経て、保険金の支払額を決定します。

(5) 保険金のお支払い

保険金のお支払いに必要な書類が提出された後、スピーディーに金融機関を通じて適正な請求権者に保険金をお支払いします。

事故発生から保険金のお支払いまで



事故が発生したら・・・

下記にお電話ください。ワンステップ事故対応サービスを通じてあなたをしっかりとサポートします。

カスタマーサービスセンター（24時間年中無休）：**0120-699-644**

7. 保険募集

(1) 当社の募集体制について

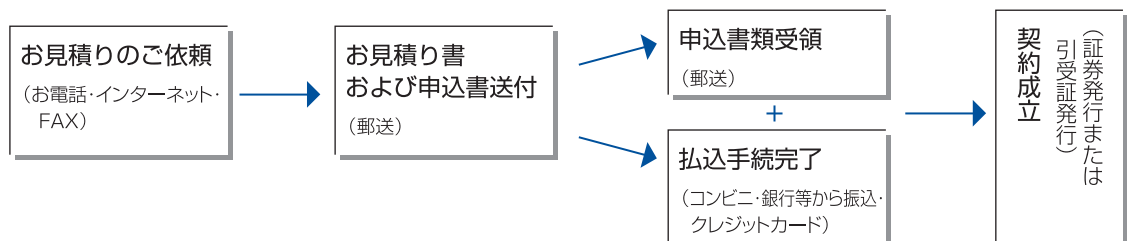
当社の募集体制は、通信販売と代理店販売に大きく分けることができます。

- ① 通信販売については、アクサダイレクト総合自動車保険（略称：ADCAP）を販売しています。
電話、インターネットを通じて、お客様が直接当社カスタマーサービスセンターにアクセスし、契約を締結します。
- ② 代理店販売においては、主として普通傷害保険と交通事故傷害保険を販売しています。
保険募集は、保険会社の社員もしくは保険会社が保険契約締結の権利を委託している代理店が行います。主要代理店としては、同じグループに属するアクサ生命保険株式会社およびアクサ保険サービス株式会社があります。また、アクサ生命営業社員によるアクサダイレクト総合自動車保険の紹介業務も行っています。

(2) 契約締結のしくみ

保険契約を締結するためには、保険加入の申込みを行い、それを当社が承認する必要があります。通常は保険料支払と共に所定の申込書を提出します。ご契約者から保険料を受領した後、当社は所定の保険料領収証を発行します。これで契約手続きが完了し、契約成立後に保険証券あるいは保険引受証が発行されます。

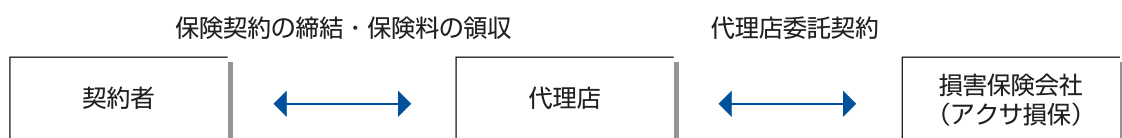
① 通信販売の契約締結のしくみ



また、当社のホームページ上では、「アクサダイレクト総合自動車保険」の資料請求や保険料の見積りだけでなく、契約締結までをネット上で完了させることができます。

(当社ホームページ <http://www.axa-direct.co.jp>)

② 代理店販売の契約締結のしくみ



(3) 代理店の役割と業務内容

代理店は損害保険会社と損害保険代理店委託契約を結び、それに基づいて保険会社の代わりに保険募集を行い、保険契約締結の代理もしくは媒介を行うことを主たる業務としています。保険の相談、事故発生時のお手伝い等その他必要な業務のうち、保険会社が特に指示した業務も行っています。代理店が保険契約締結の代理を行う場合には、保険料の領収、保険料領収証の発行・交付も行います。

(4) 代理店登録

損害保険代理店として保険募集を行うためには、保険業法第276条に基づき主務官庁に登録しなくてはなりません。また、代理店の役員・使用人として保険契約の募集を行う人は保険業法施行規則第236条に基づき、主務官庁に届け出なければなりません。

(5) 代理店教育

当社は適正な保険募集行為を確保するために、代理店およびその使用人に対し、所定の代理店教育を実施しております。

(6) 代理店数

22 (全国)

(7) 外務社員・代理店研修生

なし

(8) 当社の勧誘方針は次のとおりです。

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、当社（および当社所属の損害保険代理店）の勧誘方針を次のとおり公表しますので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

1. 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、適正な保険販売を心掛けます。なお、保険販売に際しましては、お客さまにご理解いただけるような説明を行うよう常に努力して参ります。
2. お客さまの保険に関する知識、保険の加入目的、財産状況を総合的に勘案し、お客さまの意向と実情に適合した説明を行うよう心掛けるとともに、お客さまの意向と実情に沿った適切な保険商品が選択できるように常に努力して参ります。
3. お客さまと直接対面しない保険販売（例えば通信販売等）を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、より多くのお客さまにご理解いただけるよう常に努力して参ります。
4. 万が一保険事故が発生した場合におきましては、保険金のお支払いについて迅速かつ的確に処理するよう常に努力して参ります。
5. お客さまのさまざまなご意見等の収集に努め、それを保険販売に反映していくよう常に努力して参ります。

1. 直近の事業年度における事業の概況

平成14年度における日本経済は、回復基調に転じたものの、下半期に入り輸出や生産の増勢鈍化により、景気の足踏感が徐々に強まって来ました。一方、個人消費は依然として所得情勢が厳しさを増しており、失業率の高止まりを受けて、消費マインドが悪化に転じてきております。企業の収益は、リストラ効果などにより改善基調にあります。日本の株価がバブル崩壊後の最安値圏で推移しており、また、世界の一部の地域における政治的困難な状況により、景気の先行き不透明感が強く、新規の投資に対して企業は依然として慎重な態度を維持しております。

損害保険事業に関しましては、ここ数年の料率の自由化などの規制緩和に伴って競争が激化しており、保険引受収益が低迷する一方、運用面においても長引く超低金利と国内の株価下落によって運用収益の確保も困難な状況が続いております。各社とも、継続的な事業費削減に取り組んでおり、また、大手損保間の合併や、持ち株会社設立によるコスト効率の改善を目指しております。一方、効果的な戦略を持たず、財務基盤の弱い中小損保や外資系損保においては、単独路線での生き残りが益々難しくなっており、既に外資系損害保険会社の3社が日本市場からの撤退を決定し、また1社は自動車保険の新規販売を中止しました。

平成14年度は、当社が自動車保険の営業を開始してから4年度目に当たります。アクサグループ全体の経営方針である、健全な経営と顧客主導の方針を維持する事により、本年度も自動車保険において順調な成長を成し遂げる事が出来ました。以下に当社の平成14年度における営業の経過と成果をご報告致します。

顧客に対するサービスの向上をめざし、インターネット上での更改手続きを可能にする等当社のホームページを改善し、より一層きめ細かな対応ができる様に致しました。商品面につきましては、インターネット割引等を導入致しました。営業面につきましては、効率的な営業推進の観点から、e-ビジネスの推進及びパートナーシップの展開を行ってまいりました。また、当社のデータベースを積極的に活用し、アウトバンド・コール（電話による営業）を実施致し、一応の成果を上げる事ができました。事故対応サービス面においては、インターネット上での事故報告が可能になりました。また、当社指定修理工場の拡大にも努め、インターネット上で公開し、万一の際にも安心してご利用頂ける様サービスの拡充に努めてまいりました。

管理面につきましては、コンプライアンス体制の強化の一環として、その牽制機能を一層発揮させるべく、検査部を完全独立組織と致しました。併せて社内の苦情対応体制および保険募集等に係わる教育カリキュラムを強化・整備致し、法令遵守体制の強化に努めました。

コスト面につきましては、革新的なCTIシステム（電話とコンピューターを融合させた情報システム）の導入により会社の生産性が増加致しました。

「営業の成果」

当年度は以上のような活動により、当社の主力商品であるダイレクト自動車保険の元受正味保険料は、対前年38%増加し、72億円となりました。これに団体普通傷害保険料22億円及び他の保険種目を合計した元受正味保険料は、95億円となり、対前年25.2%の増収率となりました。

保険引受収益は、前年度と比較して25億円増加し94億円となり、資産運用収益及びその他経常収益を加えた本年度の経常収益は96億円となりました。

一方、保険引受費用が69億円、営業費及び一般管理費が59億円となり、保険業法第113条に基づく事業費35億円の繰延べならびに当年度償却費25億円を計上した結果、経常費用は前年度と比較して33億円増加し、122億円となりました。尚、保険業法第113条に基づく事業費の繰延べは、当年度が最終となりました。

この結果、経常損失は25億円となりました。これに特別損益、特別損失を加減算し、法人税及び住民税を差し引いた後の当期損失は25億円となりました。

「保険引受の概況」

保険引受収益のうち、正味収入保険料は94億円となりました。一方保険引受費用のうち、正味支払保険金は35億円、損害調査費は5.3億円となった結果、正味損害率は43.4%となりました。

また、正味事業費は人件費及び広告、販売費、商品開発・顧客管理等コンピューターシステムによる開発費等の物件費、並びに代理店手数料を含め64億円となり、正味事業比率は68.3%となりました。これらに支払備金及び責任準備金繰入額合計23億円を加えた結果、保険引受損失は34億円となりました。

「資産運用の概況」

当期末の総資産は113条繰延資産を含み225億円となり、うち運用資産は46億円となりました。資産の運用に当りましては、保険業法等の諸規則及び内規等を遵守し、出来る限り少ないリスクで目標収益を獲得すべく、安全性及び流動性の高い金融商品への投資を行ってまいりました。

しかしながら、当年度は米国における優良企業の破綻に伴う市場の混乱により、一部の購入商品に若干の損失を被る結果となり、売却損並びに償還損合計で2.3億円を計上致しました。また、同じく保有の円建て外国債券等を時価評価した結果、評価差額金△2.3億円を資本の部へ計上致しました。一方、国債の売却により1.3億円の売却益を得る事ができました。尚、利息及び配当金収入は43.9百万円となりました。

「会社が対処すべき課題」

アクサ生命保険株式会社とのクロスセリングには大きな潜在的市場があり、クロスセリングの推進は当社の更なる成長に大いに貢献する事は明らかであると確信しております。その為、アクサ生命保険株式会社とのクロスセリングの推進を引き続き行ってまいります。

平成15年4月には、これまでお客様から要望の強かった内容を含み、自動車保険の全面改訂を予定しております。お客様のニーズに合った商品を、魅力的な価格で提供し、プロフェッショナルで親しみやすい対応を心掛け、お客様に満足して頂ける様、更に努力してまいります。

当社の経費率は、予定された範囲ですが依然として高い水準にあり、未だ収入に見合っていない事を表わしております。

この為、引き続き健全な引受けによる損害率の改善に取組み、生産性を増す事で事業費率の向上を図る努力を続けてまいります。

(注)本報告書(以下の諸表を含む)における各計数の表示及び計算は、次のとおりであります。

(1) 保険料等の金額及び株数は記載単位未満を切り捨てて表示し、増減率等の比率は小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示しております。

(2) 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

(3) 正味事業費 = 諸手数料及び集金費 + 保険引受に係わる営業費及び一般管理費

●決算のしくみ (単位:百万円)

<table border="1"> <tr><td>保険引受収益</td><td>9,448</td></tr> <tr><td>正味収入保険料</td><td>9,447</td></tr> <tr><td>積立保険料等運用益</td><td>1</td></tr> </table>	保険引受収益	9,448	正味収入保険料	9,447	積立保険料等運用益	1	<table border="1"> <tr><td>資産運用収益</td><td>180</td></tr> <tr><td>利息及び配当金収入</td><td>43</td></tr> <tr><td>有価証券売却益</td><td>137</td></tr> <tr><td>積立保険料等運用益振替</td><td>△1</td></tr> <tr><td>その他経常収益</td><td>42</td></tr> </table>	資産運用収益	180	利息及び配当金収入	43	有価証券売却益	137	積立保険料等運用益振替	△1	その他経常収益	42	<table border="1"> <tr><td>経常収益</td><td>9,671</td></tr> <tr><td>経常費用</td><td>12,238</td></tr> <tr><td>経常利益</td><td>△2,567</td></tr> </table>	経常収益	9,671	経常費用	12,238	経常利益	△2,567														
保険引受収益	9,448																																					
正味収入保険料	9,447																																					
積立保険料等運用益	1																																					
資産運用収益	180																																					
利息及び配当金収入	43																																					
有価証券売却益	137																																					
積立保険料等運用益振替	△1																																					
その他経常収益	42																																					
経常収益	9,671																																					
経常費用	12,238																																					
経常利益	△2,567																																					
<table border="1"> <tr><td>保険引受費用</td><td>6,951</td></tr> <tr><td>正味支払保険金</td><td>3,570</td></tr> <tr><td>損害調査費</td><td>530</td></tr> <tr><td>諸手数料及び集金費</td><td>468</td></tr> <tr><td>支払備金繰入額</td><td>652</td></tr> <tr><td>責任準備金繰入額</td><td>1,729</td></tr> <tr><td>為替差損</td><td>0</td></tr> </table>	保険引受費用	6,951	正味支払保険金	3,570	損害調査費	530	諸手数料及び集金費	468	支払備金繰入額	652	責任準備金繰入額	1,729	為替差損	0	<table border="1"> <tr><td>資産運用費用</td><td>232</td></tr> <tr><td>有価証券売却損</td><td>117</td></tr> <tr><td>有価証券償還損</td><td>115</td></tr> <tr><td>営業費及び一般管理費</td><td>5,991</td></tr> <tr><td>(うち保険引受に係る営業費及び一般管理費)</td><td>5,985</td></tr> <tr><td>その他経常費用</td><td>2,616</td></tr> <tr><td>(保険業法第113条繰延資産償却費)</td><td>2,590</td></tr> <tr><td>保険業法第113条繰延額</td><td>△3,553</td></tr> </table>	資産運用費用	232	有価証券売却損	117	有価証券償還損	115	営業費及び一般管理費	5,991	(うち保険引受に係る営業費及び一般管理費)	5,985	その他経常費用	2,616	(保険業法第113条繰延資産償却費)	2,590	保険業法第113条繰延額	△3,553	<table border="1"> <tr><td>特別損益</td><td>0</td></tr> <tr><td>法人税及び住民税</td><td>3</td></tr> <tr><td>当期利益</td><td>△2,571</td></tr> </table>	特別損益	0	法人税及び住民税	3	当期利益	△2,571
保険引受費用	6,951																																					
正味支払保険金	3,570																																					
損害調査費	530																																					
諸手数料及び集金費	468																																					
支払備金繰入額	652																																					
責任準備金繰入額	1,729																																					
為替差損	0																																					
資産運用費用	232																																					
有価証券売却損	117																																					
有価証券償還損	115																																					
営業費及び一般管理費	5,991																																					
(うち保険引受に係る営業費及び一般管理費)	5,985																																					
その他経常費用	2,616																																					
(保険業法第113条繰延資産償却費)	2,590																																					
保険業法第113条繰延額	△3,553																																					
特別損益	0																																					
法人税及び住民税	3																																					
当期利益	△2,571																																					
<table border="1"> <tr><td>保険引受に係る営業費及び一般管理費</td><td>5,985</td></tr> <tr><td>その他収支</td><td>0</td></tr> <tr><td>保険引受利益</td><td>△3,488</td></tr> </table>	保険引受に係る営業費及び一般管理費	5,985	その他収支	0	保険引受利益	△3,488																																
保険引受に係る営業費及び一般管理費	5,985																																					
その他収支	0																																					
保険引受利益	△3,488																																					

2. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

区 分	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
経常収益	209百万円	734百万円	2,839百万円	6,950百万円	9,671百万円
経常利益	△ 134百万円	△ 874百万円	△ 1,316百万円	△ 1,974百万円	△ 2,567百万円
当期利益	△ 136百万円	△ 878百万円	△ 1,323百万円	△ 1,980百万円	△ 2,571百万円
資本金 (発行済株式の総数)	2,800百万円 (56千株)	4,445百万円 (88千株)	7,857百万円 (157千株)	10,471百万円 (209千株)	11,221百万円 (224千株)
純資産額	3,963百万円	6,374百万円	11,875百万円	15,067百万円	13,813百万円
総資産額 (特別勘定又は積立勘定 として経理された資産額)	4,648百万円 (-)	7,725百万円 (-)	14,781百万円 (-)	21,050百万円 (-)	22,523百万円 (-)
責任準備金残高	189百万円	721百万円	1,936百万円	3,875百万円	5,605百万円
貸付金残高	-	-	-	-	-
有価証券残高	1,210百万円	810百万円	3,382百万円	4,185百万円	2,901百万円
ソルベンシー・ マージン比率	18,179.3%	9,491.2%	2,859.3%	1,545.8%	564.9%
配当性向	-	-	-	-	-
従業員数	57名	130名	176名	214名	232名
正味収入保険料	5百万円	711百万円	2,806百万円	6,753百万円	9,447百万円

3. 直近の2事業年度における業務の状況を示す指標等

(1) 主要な業務の状況を示す指標等

① 保険料及び一人当たり保険料

正味収入保険料 (単位：百万円)

種 目	平成12年度	平成13年度	平成14年度
火災保険	1	2	4
海上保険	-	0	0
傷害保険	-	1,509	2,148
自動車保険	2,795	5,223	7,206
自動車損害賠償責任保険	8	18	87
その他	1	0	0
合 計	2,806	6,753	9,447

(注) 正味収入保険料：元受及び受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

元受正味保険料 (単位：百万円)

種 目	平成12年度	平成13年度	平成14年度
火災保険	47	0	0
海上保険	6	2	-
傷害保険	15	2,322	2,250
自動車保険	2,825	5,284	7,299
自動車損害賠償責任保険	-	-	-
その他	149	20	0
合 計	3,043	7,628	9,550

(注) 1. 元受正味保険料：元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものをいいます。
2. 従業員一人当たり元受正味保険料：元受正味保険料 ÷ 従業員数

従業員一人当たり元受正味保険料

17 35 41

② 解約返戻金

(単位：百万円)

種 目	平成12年度	平成13年度	平成14年度
火災保険	0	0	-
海上保険	-	-	-
傷害保険	0	11	51
自動車保険	13	28	47
自動車損害賠償責任保険	-	-	-
その他	4	0	-
合 計	18	40	99

(注) 解約返戻金とは、元受解約返戻金、受再解約返戻金の合計額をいいます。

(2) 保険契約に関する指標等

① 契約者配当金の額

該当事項はありません。

② 正味支払保険金及び正味損害率

(単位：百万円)

種 目	平成12年度		平成13年度		平成14年度	
	金 額	正味損害率	金 額	正味損害率	金 額	正味損害率
火災保険	0	2.8 %	0	0.0 %	-	- %
海上保険	△ 1	- %	0	12,344.0 %	1	599.0 %
傷害保険	0	- %	301	21.7 %	658	32.1 %
自動車保険	881	46.1 %	1,869	47.2 %	2,881	46.9 %
自動車損害賠償責任保険	0	1.9 %	3	21.5 %	12	14.6 %
その他	0	73.2 %	12	210,300.5 %	16	760,095.5 %
合 計	880	46.0 %	2,186	41.6 %	3,570	43.4 %

(注) 1. 正味支払保険金…元受及び受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものをいいます。
2. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

③ 正味事業費率

(単位：百万円)

区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度
保険引受に係る事業費	5,796	5,812	6,454
(保険引受に係る営業費及び一般管理費)	(5,814)	(5,505)	(5,985)
(諸手数料及び集金費)	(△ 17)	(307)	(468)
正味事業費率	206.6 %	86.1 %	68.3 %

(注) 正味事業費率 = 保険引受に係る事業費 ÷ 正味収入保険料

④ 保険引受利益

(単位：百万円)

区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度
保険引受収益	2,806	6,905	9,448
保険引受費用	2,756	6,110	6,951
営業費及び一般管理費	5,814	5,505	5,985
その他収支	0	0	0
保険引受利益	△ 5,764	△ 4,710	△ 3,488

(注) 1. 営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額です。
2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額などです。
3. 保険引受利益 = 保険引受収益 - 保険引受費用 - 保険引受に係る営業費及び一般管理費 ± その他収支

(3) 経理に関する指標等

① 保険契約準備金

支払備金 (単位：百万円)			
種 目	平成12年度末	平成13年度末	平成14年度末
火災保険	0	-	-
海上保険	0	26	0
傷害保険	0	310	554
自動車保険	347	1,011	1,480
自動車損害賠償責任保険	0	3	9
その他	0	51	10
合 計	348	1,403	2,055

責任準備金 (単位：百万円)			
種 目	平成12年度末	平成13年度末	平成14年度末
火災保険	73	85	90
海上保険	15	17	17
傷害保険	7	572	877
自動車保険	1,778	3,130	4,479
自動車損害賠償責任保険	7	18	88
その他	52	51	51
合 計	1,936	3,875	5,605

② 引当金明細表

(単位：百万円)

区 分	平成13年度末残高	平成14年度増加額	平成14年度減少額	平成14年度末残高
貸倒引当金	一般貸倒引当金	-	-	-
	個別貸倒引当金	10	-	8
	特定海外債権引当勘定	-	-	-
退職給付引当金	38	39	12	66
賞与引当金	64	76	64	76
価格変動準備金	1	-	1	0
合 計	115	116	87	145

③ 貸付金償却の額

該当事項はありません。

④ 資本金等明細表

(単位：百万円)

区 分	平成13年度末残高	平成14年度増加額	平成14年度減少額	平成14年度末残高	摘要
資本金	10,471	750	-	11,221	期中の増資による増加である。
うち既発行株式 普通株式	209,430 株	15,000 株	- 株	224,430 株	
(資本準備金) 株式払込剰余金	8,971	750	-	9,721	
利益準備金	-	-	-	-	
任意積立金	-	-	-	-	

⑤ 事業費（含む損害調査費）

（単位：百万円）

区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度
人件費	1,262	1,635	1,937
物件費	4,893	4,393	4,456
税金・拠出金・負担金	70	102	128
諸手数料及び集金費	△ 17	307	468
合 計	6,210	6,438	6,991

（注）金額は損益計算書における「損害調査費」、「営業費及び一般管理費」並びに「諸手数料及び集金費」の合計額です。
負担金は保険業法第265条の33の規定に基づく保険契約者保護機構負担金であります。

⑥ 売買目的有価証券運用益明細表

該当事項はありません。

⑦ 売買目的有価証券運用損明細表

該当事項はありません。

⑧ 有価証券売却益明細表

（単位：百万円）

区 分	平成13年度	平成14年度
国債等	-	137
株式	-	-
外国証券	-	-
その他有価証券	-	-
合 計	-	137

⑨ 有価証券売却損明細表

（単位：百万円）

区 分	平成13年度	平成14年度
国債等	-	-
株式	-	-
外国証券	-	-
その他有価証券	20	117
合 計	20	117

⑩ 有価証券評価損明細表

該当事項はありません。

⑪ 減価償却費明細表

（単位：百万円）

区 分	取得原価	平成14年度償却額	償却累計額	平成14年度末残高	償却累計率
建物（営業用）	285	24	125	159	44.0%
動産	622	90	444	178	71.4%
その他	1,929	323	710	1,218	36.8%
合 計	2,836	437	1,280	1,556	

（注）1.不動産及び動産の減価償却は、定率法により行っております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によることとなりますが、当期末現在において該当建物の取得はありません。

2.その他の主な内容はソフトウェア等です。

自社利用のソフトウェアについては、当社内における利用可能期間（原則5年）に基づく定額法によっております。

⑫ 不動産動産等処分益

(単位：百万円)

区 分	平成13年度	平成14年度
不動産	-	-
動 産	0	-
合 計	0	-

⑬ 不動産動産等処分損

(単位：百万円)

区 分	平成13年度	平成14年度
不動産	-	-
動 産	-	1
合 計	-	1

⑭ 賃貸用不動産等減価償却明細表

該当事項はありません。

⑮ リース取引

該当事項はありません。

(4) 資産運用に関する指標等

① 資産運用方針

当期末の総資産は 22,523百万円、運用資産は 4,632百万円となりました。資産の運用にあたりましては営業資金の安定的な確保を目的とし、安全性・流動性に留意しつつ、効率的な運用に努めております。

② 預貯金

(単位:百万円)

	平成12年度末	平成13年度末	平成14年度末
当座預金	-	0	1
普通預金	519	2,315	1,570
合計	519	2,315	1,571

③ 資産運用の概況

(単位:百万円)

区 分	平成12年度末		平成13年度末		平成14年度末	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
預貯金	519	3.5%	2,315	11.0%	1,571	7.0%
コールローン	-	-	-	-	-	-
買現先勘定	-	-	-	-	-	-
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-
商品有価証券	-	-	-	-	-	-
金銭の信託	-	-	-	-	-	-
有価証券	3,382	22.9%	4,185	19.9%	2,901	12.9%
貸付金	-	-	-	-	-	-
土地・建物	209	1.4%	183	0.9%	159	0.7%
運用資産計	4,111	27.8%	6,683	31.8%	4,632	20.6%
総 資 産	14,781	100.0%	21,050	100.0%	22,523	100.0%

④ 利息配当収入の額及び運用資産利回り（インカム利回り）

(単位:百万円)

区 分	平成12年度		平成13年度		平成14年度	
	金額	利回り	金額	利回り	金額	利回り
預貯金	0	0.09%	0	0.02%	0	0.00%
コールローン	0	0.00%	-	-	-	-
買現先勘定	-	-	-	-	-	-
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-
商品有価証券	-	-	-	-	-	-
金銭の信託	-	-	-	-	-	-
有価証券	8	0.59%	11	0.28%	43	0.85%
貸付金	-	-	-	-	-	-
土地・建物	-	-	-	-	-	-
小 計	8	0.37%	11	0.22%	43	0.68%
そ の 他	0	-	0	-	0	-
合 計	8	0.10%	12	0.07%	43	0.20%

(注) 1. 利回りは 収入金額 ÷ 月平均運用額 で算出しております。

2. 従来の「運用資産利回り」に加え、新たに2種類の利回り（「資産運用利回り」「時価総合利回り」）を下記の項目にて開示しています。各利回りの計算方法は下記項目の注記に記載したとおりです。

⑤ 資産運用利回り（実現利回り）

（単位：百万円）

区 分	平成13年度			平成14年度		
	資産運用損益 （実現ベース）	平均運用額 （取得原価ベース）	利回り	資産運用損益 （実現ベース）	平均運用額 （取得原価ベース）	利回り
預貯金	0	1,048	0.02%	0	1,104	0.00%
コールローン	-	-	-	-	-	-
買現先勘定	-	-	-	-	-	-
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-
商品有価証券	-	-	-	-	-	-
金銭の信託	-	-	-	-	-	-
有価証券	△ 9	4,163	△ 0.22%	△ 50	5,165	△ 0.98%
公社債	-	-	-	148	583	25.43%
株式	-	-	-	-	-	-
外国証券	4	247	1.80%	33	1,916	1.72%
その他の証券	△ 13	3,916	△ 0.34%	△ 232	2,666	△ 8.71%
貸付金	-	-	-	-	-	-
土地・建物	-	199	-	-	182	-
金融派生商品	-	-	-	-	-	-
その他	0	-	-	0	-	-
合 計	△ 8	5,412	△ 0.16%	△ 50	6,452	△ 0.78%

（注）資産運用利回り

資産運用に係る成果を、当期の期間損益（損益計算書）への寄与の観点から示す指標。分子は実現損益、分母は取得原価をベースとした利回り。

- ・分子＝資産運用収益＋積立保険料等運用益－資産運用費用 ÷ 取得原価又は償却原価による平均残高 で算出しております。
- ・分母＝取得原価又は償却原価による平均残高

⑥（参考）時価総合利回り

（単位：百万円）

区 分	平成13年度			平成14年度		
	資産運用損益等 （時価ベース）	平均運用額 （時価ベース）	利回り	資産運用損益等 （時価ベース）	平均運用額 （時価ベース）	利回り
預貯金	0	1,048	0.02%	0	1,104	0.00%
コールローン	-	-	-	-	-	-
買現先勘定	-	-	-	-	-	-
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-
商品有価証券	-	-	-	-	-	-
金銭の信託	-	-	-	-	-	-
有価証券	△ 66	4,163	△ 1.59%	△ 233	4,959	△ 4.70%
公社債	-	-	-	148	603	24.59%
株式	-	-	-	-	-	-
外国証券	△ 29	247	△ 11.88%	△ 133	1,755	△ 7.60%
その他の証券	△ 36	3,916	△ 0.94%	△ 248	2,600	△ 9.54%
貸付金	-	-	-	-	-	-
土地・建物	-	199	-	-	182	-
金融派生商品	-	-	-	-	-	-
その他	0	-	-	0	-	-
合 計	△ 65	5,412	△ 1.21%	△ 232	6,246	△ 3.73%

（注）時価総合利回り

時価ベースでの運用効率を示す指標。分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回り。

- ・分子＝（資産運用収益＋積立保険料等運用益－資産運用費用）＋（当期末評価差額－前期末評価差額）
- ・分母＝取得原価又は償却原価による平均残高＋その他有価証券に係る前期末評価差額

⑦ 海外投融資残高及び構成比

該当事項はありません。

⑧ 海外投融資利回り

該当事項はありません。

⑨ 商品有価証券

該当事項はありません。

⑩ 商品有価証券の平均残高及び売買高

該当事項はありません。

⑪ 保有有価証券

(単位:百万円)

区 分	平成12年度末		平成13年度末		平成14年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
国債	-	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-	-
社債	-	-	-	-	-	-
株式	-	-	-	-	-	-
外国証券	-	-	966	23.1%	1,799	62.0%
その他の証券	3,382	100.0%	3,219	76.9%	1,101	38.0%
貸付有価証券	-	-	-	-	-	-
合 計	3,382	100.0%	4,185	100.0%	2,901	100.0%

⑫ 保有有価証券利回り

(インカムベース利回り)

区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度
公社債	6.21%	-	1.84%
株式	-	-	-
外国証券	-	1.80%	1.74%
その他の証券	0.58%	0.19%	0.00%
計	0.59%	0.28%	0.85%

(資産運用利回り)

区 分	平成13年度	平成14年度
公社債	-	25.43%
株式	-	-
外国証券	1.80%	1.72%
その他の証券	△ 0.34%	△ 8.71%
計	△ 0.22%	△ 0.98%

(時価総合利回り)

区 分	平成13年度	平成14年度
公社債	-	24.59%
株式	-	-
外国証券	△ 11.88%	△ 7.60%
その他の証券	△ 0.94%	△ 9.54%
計	△ 1.59%	△ 4.70%

(注) 資産運用利回り、及び時価総合利回りの計算方法は前述の⑤資産運用利回り(実現利回り)、
⑥(参考)時価総合利回りの注記に記載しております。

⑬ 有価証券の種類別の残存期間別残高

平成13年度末								(単位:百万円)
区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計	
国債	-	-	-	-	-	-	-	
地方債	-	-	-	-	-	-	-	
社債	-	-	-	-	-	-	-	
株式	-	-	-	-	-	-	-	
外国証券	-	-	-	-	-	966	966	
その他の証券	-	-	-	-	-	3,219	3,219	
合 計	-	-	-	-	-	4,185	4,185	

平成14年度末								(単位:百万円)
区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計	
国債	-	-	-	-	-	-	-	
地方債	-	-	-	-	-	-	-	
社債	-	-	-	-	-	-	-	
株式	-	-	-	-	-	-	-	
外国証券	-	-	-	-	-	1,799	1,799	
その他の証券	-	350	-	-	-	751	1,101	
合 計	-	350	-	-	-	2,551	2,901	

⑭ 業種別保有株式の額

該当事項はありません。

⑮ 貸付金の残存期間別の残高

該当事項はありません。

⑯ 担保別貸付金残高

該当事項はありません。

⑰ 用途別の貸付金残高及び構成比

該当事項はありません。

⑱ 業種別の貸付残高及び貸付残高の合計に対する割合

該当事項はありません。

⑲ 規模別の貸付金残高及び貸付残高の合計に対する割合

該当事項はありません。

⑳ 不動産及び動産明細表

(単位:百万円)

区分		平成13年度末	平成14年度末
土地		-	-
	営業用	-	-
	賃貸用	-	-
建物		183	159
	営業用	183	159
	賃貸用	-	-
建設仮勘定		-	-
	営業用	-	-
	賃貸用	-	-
不動産計		183	159
	営業用	183	159
	賃貸用	-	-
動産		218	178
合計		401	338

(5) 特別勘定に関する指標

- ① 特別勘定資産残高
該当事項はありません。
- ② 特別勘定資産
該当事項はありません。
- ③ 特別勘定の運用収支
該当事項はありません。

4. 責任準備金の残高の内訳

平成14年度末

(単位:百万円)

区 分	普通責任準備金	異常危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合 計
火災保険	21	69	-	-	90
海上保険	0	17	-	-	17
傷害保険	689	188	-	-	877
自動車保険	3,716	763	-	-	4,479
自動車損害賠償責任保険	88	-	-	-	88
その他	0	51	-	-	51
合 計	4,515	1,089	-	-	5,605

(注) 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る責任準備金については普通責任準備金として記載しております。

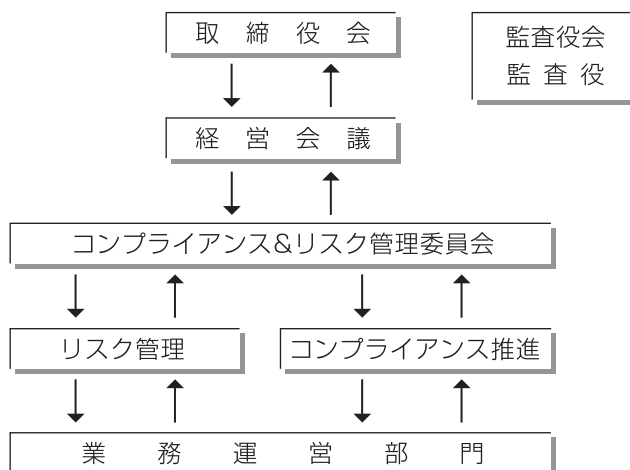
1. リスク管理の体制

金融の自由化・国際化・保険料率の自由化などに伴い、損害保険会社の抱えるリスクは複雑・多様化しており、保険会社経営に多大な影響を及ぼすと認識し、当社ではリスク管理を会社にとって極めて重要な経営課題の一つとして取り組んでおります。

当社の取り組むべきリスクとしては、「保険引受リスク」「事務リスク」「システムリスク」等が主要なものとして認識しておりますが、当社では、それぞれのリスクの態様に応じ主管する部門を定め、主管部門がそれぞれの主管するリスクの管理に当たっております。さらに、全社ベースでの総合的なリスク管理を実行する観点から、コンプライアンス&リスク管理委員会を設け、各種リスクを総合的に把握し、管理を行っております。

2. 法令遵守（コンプライアンス）の体制

当社は、お客様をはじめ社会から信頼を得るため、アクサグループの経営基本理念である「健全な経営を保ちつつ、お客様主導を貫く」をモットーとしております。このため、コンプライアンス(法令遵守)は、リスク管理に対する取組みと同様に、会社にとって極めて重要な経営課題の一つとして取り組んでおります。自己責任の経営に徹し、健全な業務運営および公正な保険募集を行うべく内部管理体制を強化しております。



(1) 内部管理体制（含む監査役室）の構築・整備

- ① 保険業法等諸法規に準拠した社内規定の整備
- ② コンプライアンス体制の確立
 - ・社員に対するコンプライアンス教育の実施
 - ・お客様からの苦情に的確に対応できる体制の整備

(2) 会計監査人およびその他外部監査機関等による外部監査の実施

3. 社外・社内の監査・検査体制

自己責任原則に基づきコンプライアンスの推進および各種リスク管理の強化を目指すとともに、お客様サービスの向上に資するよう、監査・検査体制の充実に取り組んでまいりました。

また、監査法人、監査役会および検査部とが相互に連携し、監査・検査の実効性確保に努めております。

(1) 社外の監査・検査体制

法令に基づく監査実施を目的として会計監査人(監査法人)を選定し、監査を実施しております。

また、アクサグループとしてグローバル・ベースでの監査・検査体制の構築に向けて、取組みを始めております。

(2) 社内の監査・検査体制

検査部が取締役会の承認を得た検査計画に基づき社内検査を実施し、その検査結果を逐次取締役会に報告しております。

監査役会は、その独自機能の強化に努めるとともに、効果的、且つ、効率的監査を行うべく、監査法人・検査部との連携を強化しております。

4. 顧客情報保護取り扱い方針

当社では、お客様からの信頼を第一と考え、以下の内容のとおり、お客様の個人情報を取り扱うとともに、正確性・機密性の保持に努めています。

(1) 情報を収集する目的

お客様とのお取引を安全確実に進め、より良い商品・サービスを提供させて頂くため、お客様に関する情報を収集させていただいております。

(2) 収集する情報の内容

十分な安全保護措置を講じた上で、主に各種商品の申込書・資料の請求・お見積り・ご契約やご希望、または企画へのご応募などにて、お客様の姓名・住所・電話番号・メールアドレスなどのご連絡先、その他、各商品ごとにお引き受けする保険の目的に関連する情報・性別・生年月日・お子様の有無などの情報を収集しています。

(3) 情報の管理体制

お客様の情報を正確、最新なものにするよう常に適切な措置を講じ、お客様の情報への不当なアクセスを防止するため、万全を尽くしています。

また、お客様が同意されている場合、法令により必要と判断される場合、公共の利益のために必要であると考えられる場合を除き、お客様の情報を利用したり外部に提供することはありません。

42 第5章 直近の2事業年度における財産の状況

1. 計算書類

(1) 貸借対照表

(資産の部)

(単位:百万円)

科 目	平成13年度末	平成14年度末	増減額
	(平成14年3月31日現在)	(平成15年3月31日現在)	
	金 額	金 額	
現金及び預貯金	2,316	1,572	△ 743
現金	1	1	—
預貯金	2,315	1,571	△ 743
有価証券	4,185	2,901	△ 1,283
外国有価証券	966	1,799	833
その他の証券	3,219	1,101	△ 2,117
不動産及び動産	401	338	△ 63
建物	183	159	△ 23
動産	218	178	△ 40
その他資産	14,156	17,713	3,556
代理店貸	180	148	△ 31
再保険貸	51	12	△ 39
外国再保険貸	1	—	△ 1
未収金	369	2,792	2,423
未収収益	0	0	0
預託金	178	167	△ 10
地震保険預託金	10	15	5
仮払金	314	379	64
保険業法第113条繰延資産	11,996	12,952	955
ソフトウェア	592	1,218	625
その他の資産	459	25	△ 434
貸倒引当金	△ 10	△ 1	8
資産の部合計	21,050	22,523	1,473

(負債の部)

(単位:百万円)

科 目	平成13年度末	平成14年度末	増減額
	(平成14年3月31日現在)	(平成15年3月31日現在)	
	金 額	金 額	
保険契約準備金	5,279	7,660	2,381
支払備金	1,403	2,055	652
責任準備金	3,875	5,605	1,729
その他負債	597	905	307
再保険借	110	0	△ 110
外国再保険借	0	-	0
未払法人税等	31	34	3
預り金	0	0	0
未払金	375	492	116
仮受金	80	378	297
退職給付引当金	38	66	27
賞与引当金	64	76	11
価格変動準備金	1	0	△ 1
負債の部合計	5,982	8,710	2,727
(資本の部)			
資本金	10,471	-	-
法定準備金	8,971	-	-
資本準備金	8,971	-	-
欠損金	4,318	-	-
当期未処理損失	4,318	-	-
(当期損失)	(1,980)	(-)	(-)
評価差額金	△ 57	-	-
資本金	-	11,221	-
資本剰余金	-	9,721	-
資本準備金	-	9,721	-
利益剰余金	-	△ 6,889	-
当期未処理損失	-	6,889	-
(当期損失)	(-)	(2,571)	(-)
株式等評価差額金	-	△ 239	-
資本の部合計	15,067	13,813	△ 1,253
負債及び資本の部合計	21,050	22,523	1,473

(平成14年度の注記事項)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
 - (1) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。
なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
 - (2) その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。
2. 不動産及び動産の減価償却は、定率法により行っております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によることとなりますが、当期末現在において該当建物の取得はありません。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。
4. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき計上することとしております。
この結果、当期において1.7百万円の貸倒引当金の計上を行いました。
5. 退職給付引当金は、従業員の退職給与に充てるため、自己都合退職による期末要支給額を計上しております。
6. 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、支給見込額に基づいて計上しております。
7. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
8. 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費の費用は、税込方式によっております。
なお、資産に係わる控除対象外消費税等相当額は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。
9. 保険業法第113条繰延資産への繰入額および償却額の計算は、定款の規定に基づき行っております。
10. 自社利用のソフトウェアについては、当社内における利用可能期間(原則5年)に基づく定額法によっております。
11. 不動産及び動産の減価償却累計額は569百万円であります。
12. 1株当たりの当期損失は11,828円75銭であります。
算定上の基礎である当期損失は2,571百万円、普通株式に係る当期損失は2,571百万円、普通株式の期中平均株式数は217千株であります。
13. 商法施行規則第92条に規定する資本の欠損の額は、68億89百万円であります。
14. 当期から保険業法施行規則の改正により貸借対照表の様式を改訂いたしました。その主な内容は次のとおりであります。
 - (1) 従来、「資本の部」の内訳として表示していた「資本金」、「法定準備金」及び「欠損金」を「資本金」、「資本剰余金」及び「利益剰余金」として表示しております。
 - (2) 従来「評価差額金」を「株式等評価差額金」として表示しております。
15. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	平成13年度 (平成13年4月1日から 平成14年3月31日まで)	平成14年度 (平成14年4月1日から 平成15年3月31日まで)	増減額
	金額	金額	
経常収益	6,950	9,671	2,720
保険引受収益	6,905	9,448	2,542
正味収入保険料	6,753	9,447	2,693
積立保険料等運用益	0	1	0
その他保険引受収益	151	-	△ 151
資産運用収益	11	180	168
利息及び配当金収入	12	43	31
有価証券売却益	-	137	137
積立保険料等運用益振替	△ 0	△ 1	△ 0
その他経常収益	33	42	8
貸倒引当金戻入額	-	8	8
その他の経常収益	33	33	△ 0
経常費用	8,925	12,238	3,313
保険引受費用	6,110	6,951	840
正味支払保険金	2,186	3,570	1,383
損害調査費	621	530	△ 91
諸手数料及び集金費	307	468	161
支払備金繰入額	1,055	652	△ 402
責任準備金繰入額	1,939	1,729	△ 210
為替差損	0	0	△ 0
資産運用費用	20	232	211
有価証券売却損	20	117	96
有価証券償還損	-	115	115
営業費及び一般管理費	5,509	5,991	482
その他経常費用	2,008	2,616	608
貸倒引当金繰入額	10	-	△ 10
貸倒損失	0	0	0
保険業法第113条繰延資産償却費	1,997	2,590	592
その他の経常費用	0	26	26
保険業法第113条繰延額	△ 4,724	△ 3,553	1,170
経常損失	1,974	2,567	593
特別利益	0	1	1
不動産動産処分益	0	-	△ 0
価格変動準備金戻入額	-	1	1
特別損失	0	1	0
不動産動産処分損	-	1	1
価格変動準備金繰入額	0	-	△ 0
税引前当期損失	1,974	2,567	592
法人税及び住民税	5	3	△ 1
当期損失	1,980	2,571	591
前期繰越損失	2,338	4,318	1,980
当期末処理損失	4,318	6,889	2,571

(平成14年度の注記事項)

1. ① 正味収入保険料の内訳は、次のとおりであります。
- | | |
|--------|-----------|
| 収入保険料 | 9,643 百万円 |
| 支払再保険料 | 196 百万円 |
| 差引 | 9,447 百万円 |
- ② 正味支払保険金の内訳は、次のとおりであります。
- | | |
|--------|-----------|
| 支払保険金 | 3,773 百万円 |
| 回収再保険金 | 202 百万円 |
| 差引 | 3,570 百万円 |
- ③ 諸手数料及び集金費の内訳は、次のとおりであります。
- | | |
|-------------|---------|
| 支払諸手数料及び集金費 | 484 百万円 |
| 出再保険手数料 | 16 百万円 |
| 差引 | 468 百万円 |
- ④ 利息及び配当金収入の内訳は、次のとおりであります。
- | | |
|------------|--------|
| 預貯金利息 | 0 百万円 |
| 有価証券利息・配当金 | 43 百万円 |
| その他利息・配当金 | 0 百万円 |
| 計 | 43 百万円 |
2. 保険業法第113条繰延資産償却費および繰延額の計算は、定款の規定に基づき行っております。
3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	平成13年度 (平成13年4月1日から 平成14年3月31日まで)	平成14年度 (平成14年4月1日から 平成15年3月31日まで)	増減額
	金額	金額	
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期利益（損失）	△ 1,974	△ 2,567	△ 592
減価償却費	298	440	141
支払備金の増加額	1,055	652	△ 402
責任準備金等の増加額	1,939	1,729	△ 210
貸倒引当金の増加額	10	△ 8	△ 18
退職給付引当金の増加額	19	27	8
賞与引当金の増加額	16	11	△ 4
価格変動準備金の増加額	0	△ 1	△ 2
利息及び配当金収入	△ 12	△ 43	△ 31
有価証券関係損益	△ 23	94	117
為替差損益	0	0	0
不動産動産関係損益	0	1	1
その他資産（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額	△ 985	40	1,026
その他負債（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額	45	420	375
その他（ソフトウェア）	△ 209	△ 947	△ 738
小 計	181	△ 149	△ 331
利息及び配当金の受取額	11	43	32
その他（保険業法第113条繰延額）	△ 2,726	△ 955	1,770
法人税等の支払額	△ 5	△ 3	1
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,538	△ 1,065	1,472
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△ 2,677	△ 2,992	△ 314
有価証券の売却・償還による収入	—	1,869	1,869
II① 小 計	△ 2,677	△ 1,123	1,554
(I+II①)	△ 3,538	△ 2,189	1,349
不動産及び動産の取得による支出	△ 58	△ 54	3
不動産及び動産の売却による収入	1	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,735	△ 1,178	1,557
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
株式の発行による収入	5,229	1,500	△ 3,729
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,229	1,500	△ 3,729
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0	0
V 現金及び現金同等物の増加額	△ 45	△ 743	△ 698
VI 現金及び現金同等物期首残高	2,603	2,558	△ 45
VII 現金及び現金同等物期末残高	2,558	1,814	△ 744

(注1) II①は、資産運用活動によるキャッシュ・フローをいう。

(注2) (I+II①)は、営業活動によるキャッシュ・フローと資産運用活動によるキャッシュ・フローの合計をいう。

(注3) 現金及び現金同等物の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、要求払預金及び取得日から満期日又は償還日までの期間が3ヶ月以内の定期預金等の短期投資からなっています。

(注4) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係

(平成15年3月31日現在)

現金及び預貯金	1,572 百万円
有価証券	2,901 百万円
現金同等物以外の有価証券	△ 2,660 百万円
現金及び現金同等物	1,814 百万円

(4) 損失処理に関する書面

(単位：百万円)

科 目	平成12年度	平成13年度	平成14年度
当期末処理損失	2,338	4,318	6,889
次期繰越損失	2,338	4,318	6,889

(5) 一株当たり配当等

指 標	平成12年度	平成13年度	平成14年度
一株当たり配当金	－円－銭	－円－銭	－円－銭
配当性向	－	－	－
一株当たり当期損失	11,694円66銭	11,007円88銭	11,828円75銭

(注) 1株当たり当期損失は $\frac{\text{当期損失}}{\text{期中平均株数 (加重平均)}}$ により算出しております。

(6) 一株当たり純資産額

(単位：千円)

区 分	平成12年度末	平成13年度末	平成14年度末
一株当たり純資産額	75	71	61

(7) 一人当たり総資産

(単位：百万円)

区 分	平成12年度末	平成13年度末	平成14年度末
従業員一人当たり総資産	83	98	97

2. リスク管理債権

(単位：百万円)

区 分	平成13年度末	平成14年度末
破綻先債権額	—	—
延滞債権額	—	—
3ヵ月以上延滞債権額	—	—
貸付条件緩和債権額	—	—
合 計	—	—

(注)

(1) 破綻先債権

破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（以下「未収利息不計上貸付金」という）のうち、法人税法施行令に定める一定の事由が生じているものです。

(2) 延滞債権

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものです。

(3) 3ヵ月以上延滞債権

3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

(4) 貸付条件緩和債権

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

3. 債務者区分に基づいて区分された債権

本開示に必要な次に掲げる(1)破産更正債権及びこれらに準ずる債権、(2)危険債権、(3)要管理債権、(4)正常債権については該当するものではありません。

(注)

(1) 破産更正債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。

(2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権。

(3) 要管理債権

3ヵ月以上延滞貸付金及び貸出条件緩和債権(除く上記(1)、(2))。

(4) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記(1)～(3)に掲げる債権以外のものに区分される債権。

4. 保険金等の支払い能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

(1) ソルベンシー・マージン比率

（単位：百万円、％）

項 目	平成13年度末	平成14年度末
(A) ソルベンシー・マージン総額	3,704	1,951
資本の部合計（社外流出予定額、繰延資産及び その他有価証券評価差額金を除く）	3,128	1,101
価格変動準備金	1	0
異常危険準備金	631	1,089
一般貸倒引当金	－	－
その他有価証券の評価差額（税効果控除前）	△ 57	△ 239
土地の含み損益	－	－
負債性資本調達手段等	－	－
控除項目	－	－
その他	－	－
(B) リスクの合計額	479	691
$\sqrt{R_1^2 + (R_2 + R_3)^2} + R_4 + R_5$		
一般保険リスク（R1）	397	559
予定利率リスク（R2）	－	－
資産運用リスク（R3）	100	57
経営管理リスク（R4）	16	21
巨大災害リスク（R5）	52	106
(C) ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100	1,545.8	564.9

（注）上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

(2) ソルベンシー・マージン比率とは

損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」（上表の(B)）に対する「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」（すなわちソルベンシー・マージン総額：上表の(A)）の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」（上表の(C)）です。

(3) 「通常の予測を超える危険」とは

次に示す各種の危険の総額を言います。

- ① 保険引受上の危険 : 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより
(一般保険リスク) 発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く。)
- ② 予定利率上の危険 : 積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に
(予定利率リスク) 予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
- ③ 資産運用上の危険 : 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて
(資産運用リスク) 変動することにより発生し得る危険等
- ④ 経営管理上の危険 : 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で
(経営管理リスク) 上記①～③及び⑤以外のもの
- ⑤ 巨大災害に係わる危険 : 通常の予測を超える巨大災害(関東大震災等)により発生し得る危険
(巨大災害リスク)

(4) 「損害保険会社が有している資本・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは

損害保険会社の資本、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、有価証券・土地の含み益の一部等の総額です。

なお、ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指数のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

5. 時価情報等

(1) 有価証券

平成13年度末

1. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

平成13年度末				
種 類		取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を 超えないもの	公社債	—	—	—
	株式	—	—	—
	外国証券	1,000	966	△ 33
	その他	3,001	2,977	△ 23
合計		4,001	3,943	△ 57

2. 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額
(その他有価証券)

中期国債ファンド 平成13年度末 241百万円

平成14年度末

1. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

平成14年度末				
種 類		取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を 超えないもの	公社債	—	—	—
	株式	—	—	—
	外国証券	2,000	1,799	△ 200
	その他	1,141	1,101	△ 39
合計		3,141	2,901	△ 239

2. 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額
(その他有価証券)

中期国債ファンド 平成14年度末 241百万円

(2) 金銭の信託

該当事項はありません。

(3) 金銭先物取引等

該当事項はありません。

(4) 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引

該当事項はありません。

(5) 先物外国為替取引

該当事項はありません。

(6) 証券取引法に規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引

該当事項はありません。

(7) 証券取引法に規定する有価証券先物取引、外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引（証券取引法第65条第2項第1号に規定する国債証券又は同項第6号八に規定する外国国債証券に係るものに限る。）

該当事項はありません。

6. その他

保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類については、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」による中央青山監査法人の監査を受け、監査報告書を取付けております。

損害保険用語の説明

過失相殺

損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失があれば、その割合に応じて損害賠償額を減額することをいいます。

告知義務

保険を契約する際に、損害保険会社に対して重要な事実を申し出る義務、および重要な事項について不実の事を申し出てはならない義務のことをいいます。

再調達価額

同等の物を新たに建築あるいは購入するのに必要な金額のことをいいます。

時価

同等の物を新たに建築あるいは購入するのに必要な額から、使用による消耗分を差し引いた金額のことをいいます。

ソルベンシー・マージン比率

巨大災害や資産の大幅な価格下落など「通常の予測を超える危険」に対して、「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払能力」の割合を示す指標で、保険業法等に基づき計算される比率のことをいいます。保険会社の健全性を判断する場合は、200%以上であれば問題ないとされています。

損害保険契約者保護機構

損害保険会社が経営破綻した場合、加入している契約者の保険契約を継続させて、その保護を図るよう設立されている機構のことをいいます。経営破綻した損害保険会社の保険契約を引き継ぐ会社が現れた場合は、その引き継ぐ会社に資金援助を行います。また、契約を引き継ぐ会社が現れなかった場合は、経営破綻した損害保険会社の契約を代わって引き継ぎます。

通知義務

保険を契約した後、契約内容に変更が生じた場合に保険契約者が損害保険会社に連絡する義務のことをいいます。

被保険者

保険の補償を受ける方のことまたは保険の対象となる方のことをいいます。保険契約者と同一人のこともあり、別人のこともあります。

保険期間

保険の契約期間、すなわち損害保険会社が責任を負う期間のことをいいます。

保険金

保険で補償する損害が発生したときに、損害保険会社が被保険者に支払う金銭のことをいいます。

保険金額

保険をいくらつけるかというときの「いくら」に当たる契約金額のことをいいます。損害保険会社が保険契約に基づいて支払う保険金の限度額を示すものです。

保険契約者

損害保険会社に保険契約の申し込みをする方のことをいいます。契約が成立すれば、保険料を支払う義務を負います。

保険契約申込書

保険を契約する際に保険契約者が記入・捺印し、損害保険会社または代理店に提出する所定の書面のことをいいます。

保険事故

保険契約において、損害保険会社はその事実の発生を条件として保険金の支払を約束した偶然な事実のことをいいます。

保険証券

保険契約の成立およびその内容を証明するために、損害保険会社が作成して保険契約者に交付する書面のことをいいます。

保険の目的

自動車、建物、家財など、保険をつける対象をいいます。

保険約款

保険契約の内容を定めたものをいいます。保険約款には、同一種類の保険契約の全てに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補充・変更・排除する特別約款（特約条項）とがあります。

保険料

保険契約者が保険の契約に基づいて損害保険会社または代理店に支払う金銭のことをいいます。原則として契約申込みの際に同時に支払います。

保険料率

保険料の契約金額に対する割合のことをいい、一般的には契約金額あたりの金額で示されます。

免責

損害が生じても保険金が支払われない場合のことをいいます。

免責金額

一定金額以下の損害について、契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額のことをいいます。

2003年（平成15年）8月作成

アクサ損害保険株式会社 広報

〒135-8611 東京都江東区有明3-1-25 有明フロンティアビルA棟

TEL (03) 3570-8900 FAX (03) 3570-8891

URL <http://www.axa-direct.co.jp>



アクサ損害保険株式会社

〒135-8611 東京都江東区有明3-1-25 有明フロンティアビル A棟

<http://www.axa-direct.co.jp>